

～ 大切な財産や権利を守るために ～ 成年後見制度の利用を支援します。

成年後見制度とは

成年後見制度とは、判断能力が精神上の障がい（認知症、知的障がいや精神障がいなど）により、不十分な方の権利を成年後見人等の支援者を選ぶことで本人を法的に支援する制度です。成年後見制度で支援される内容は、大きく分けると預貯金などの管理（財産管理）と医療・介護等の手続き（身上監護）の2つがあります。

また、成年後見人等の支援者は、本人が単独で行ってしまった契約を取り消したり、本人に代わって法的な契約締結などを行なうことができます。

成年後見制度には任意後見制度と法定後見制度の2種類があり、また、法定後見人は本人の判断能力に応じて後見、保佐、補助の3つの区分があります。

○任意後見制度

将来、判断能力が不十分となった場合に備えて、あらかじめ契約を結び任意後見人を選ぶ制度です。

○法定後見制度

家庭裁判所に申立てることで、成年後見人等が選ばれます。

- ・後見…判断能力が全くない状態の場合に、家庭裁判所が後見人を選びます。
- ・保佐…判断能力が著しく不十分な場合に、家庭裁判所が保佐人を選びます。
- ・補助…判断能力が不十分な場合に、家庭裁判所が補助人を選びます。



| | 後 見 | 保 佐 | 補 助 |
|--------------------|-------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 対象となる方 | 判断能力が欠けている状態が通常の方 | 判断能力が著しく不十分な方 | 判断能力が不十分な方 |
| 申立てをすることができる人 | 本人、配偶者、4親等内の親族、検察官、市町村長など（注1） | | |
| 成年後見人等に与えられる代理権の範囲 | 財産に関するすべての法律行為 | 申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（注2） | 申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（注2） |
| 成年後見人等の同意が必要な行為 | | 民法第13条第1項の所定の行為 | 申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（注2） |
| 取消しが可能な行為 | 日常生活に関する行為以外の行為 | 民法第13条第1項の所定の行為 | 申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（注2） |
| 制度を利用した場合の資格の制限 | 医師、税理士等の資格や会社役員、公務員等の地位を失うなど | 医師、税理士等の資格や会社役員、公務員等の地位を失うなど | |

（注1）本人以外の者の申立てにより、保佐人・補助人に代理権を与える審判をする場合は、本人の同意が必要となります。

（注2）民法第13条第1項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築、などの行為が挙げられています。

成年後見制度に関する相談窓口及びお問い合わせ先

○成年後見制度の手続きに関すること

札幌家庭裁判所 電話 011-221-7281

http://www.courts.go.jp/sapporo/saiban/tetuzuki_kasai/kazi_soudan/index.html

○任意後見契約に関すること

苫小牧公証役場 電話 0144-36-7769

<http://www.koshonin.gr.jp/map/8-007.html>

日高町成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要な方で身寄りがなく、申立てを行うことが困難な場合に日高町長が申立てを行い、本人等の財産等の状況から申立て費用や成年後見人等への報酬を負担することが困難な場合にこれらの費用を支給することで、成年後見制度の利用促進を図ります。

(1) 身寄りがいない方などの申立て（町長申立て）

法定後見の開始審判申立てについては、本人、配偶者、四親等内の親族などの当事者が申し立てることが基本ですが、本人に身寄りがいないなど、これら当事者による申立てが困難な場合などで、本人の福祉を図るための特に必要があると認められるときに限り市長村長が申し立てることが可能です。

日高町では、関係者等からの申出に基づき、判断基準を満たすかどうかを審査し、町長による申立てを行います。（費用の負担能力がある方については、本人に求償します。）また、後見人等の報酬を負担することが困難な方については、報酬費用を支給します（対象費用や要件等は下表参照）。

(2) 申立費用及び報酬の支給（町長申立て以外）

上記(1)の町長申立て以外で本人・親族等が申立てを行う場合、成年後見制度の利用が必要である一方で、本人等の収入・資産状況等から、申立費用及び後見人等への報酬の支払いが困難な方に対して、申立費用及び後見人等報酬を支給するものです。

対象費用及び要件

| 区分 | 申立費用 | 後見人等報酬 |
|------|--|---|
| 申請者 | 申立人 (町長申立に限らず、本人や親族が申立を行った場合を含む) | 被後見人等(成年被後見人、被保佐人、被補助人) (町長申立に限らず、本人や親族が申立を行った場合を含む) ※後見人等の代理申請可能 |
| 申請時期 | 後見等開始審判が確定し、後見人等が裁判に被後見等の財産目録を提出した日以降 | 報酬付与審判日以降 |
| 申請期限 | 審判確定日から1年以内 | 日高町への申請書類提出日から起算して2年前までの分を支給対象とします。そのため定期的な申請が必要になります。 |
| 対象経費 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 申立て手数料(収入印紙) ・ 登記手数料(収入印紙) ・ 郵便切手代 ・ 診断書料 ・ 鑑定費用 | 後見人等報酬（裁判所が審判した額であって、在宅(28,000円/月)、施設(18,000円/月)の区分で上限があります。） ※後見人等が本人の配偶者や直系血族、兄弟姉妹の場合は支給対象外です。 |
| 対象要件 | 被後見人等(申立て費用の場合は被後見人等及び申立人)が、次のいずれかに該当する場合に支給対象となります。 <ol style="list-style-type: none"> 1 生活保護受給者 2 資産及び収入の状況から1に準ずると認められる者。(次の(1)から(3)のすべてに該当すること) (1)住民税非課税世帯（世帯全員が非課税であること） (2)預貯金等の額が単身世帯で200万円以下、世帯員が1名増えるごとに100万円を加算した額以下であること。 (3)世帯員が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用できる資産がないこと。 | |

成年後見制度利用支援事業に関する相談窓口及びお問い合わせ先

- 門別地区
 - ・ 日高町役場子育て福祉課 電話 01456-2-6183
 - ・ 門別地域包括支援センター 電話 01456-2-6789
- 日高地区
 - ・ 日高総合支所地域住民課 電話 01457-6-3173
 - ・ 日高地域包括支援センター 電話 01457-6-2343